

令和6年度 浦安市立見明川小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育んでいく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校教育に携わる教職員一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 児童のサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握するために、児童とのコミュニケーションの場を大切にして、いじめを未然に防ぐ体制を推進する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

ア いじめについての共通理解

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・児童の社会性を育むとともに、幅広い生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。【豊かな心】

- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していく力、自分の言動が相手や周りにどのような影響をあたえるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。【豊かなかわり】

- ・運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。【健やかな体】

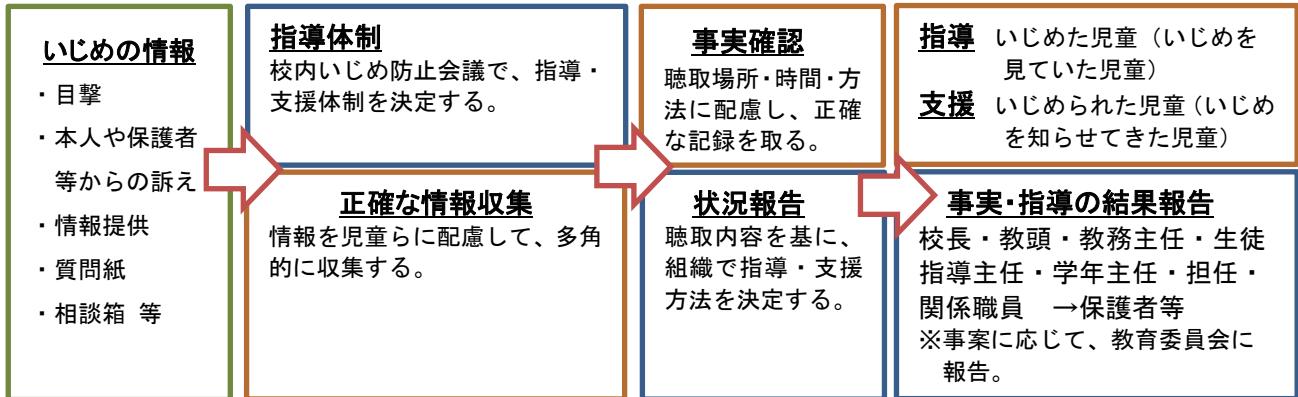
- ウ 自己有用感や自己肯定感を育む→居場所づくり、絆づくり
- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実し、児童の自己有用感を高める。【豊かな心・豊かなかかわり】
- エ 児童自らがいじめについて学び、取組む→「いのちを大切にするキャンペーン」の活用
- ・児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。(学級での話し合い活動等)
- ②いじめの早期発見・未然防止に向けた取組
- ア 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 日常的な観察
- ・休み時間や放課後の雑談の中などで、児童の様子に目を配る。
- 教育相談の充実
- ・悩みを聞く機会を設ける。また、保健室や相談室(ともだちルーム)が利用しやすいようにする。
- アンケートによる調査(年4回／実施時期 4月下旬、7月上旬、10月下旬、2月上旬)
- ・生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を定期的に実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人一人の状況を把握する。

(3) いじめ防止のための組織

いじめの防止・早期対応にあたるため、次の機能を担う「校内いじめ防止会議」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当教員(学年1名)、養護教諭、スクールライフカウンセラー、音楽専科、学校評議員 ※その他、必要に応じて関係職員を追加する。

(4) 組織的ないじめ対応の流れ



※必要に応じて、関係機関と連携する。

4 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取組に関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。